

報道機関各位

八戸市保健所

市内で製造された弁当による食中毒の発生にかかる処分について

1 概要

- (1) 9月17日午前8時30分頃、福島県内の保健所から、「八戸市の弁当製造施設が製造する弁当を喫食した3名で体調不良者（以下、発症者）がいる」旨の連絡があった。
- (2) 調査の結果、発症者便及び当該施設が製造した弁当（未開封）から黄色ブドウ球菌（エンテロトキシンA型）及びセレウス菌（エンテロトキシン産生）が検出されたこと、発症者の潜伏期間及び臨床症状が黄色ブドウ球菌（エンテロトキシンA型）又はセレウス菌（エンテロトキシン産生）によるものと一致していること、発症者に共通する食事が当該施設の弁当に限られること、医師から食中毒の届出があったことから、当該施設の弁当を原因とする食中毒と断定した。

2 発生年月日 9月16日

3 喫食者数 調査中

4 患者数 270名（別紙）

5 主な症状 嘔吐、下痢、吐気、腹痛 等

6 原因施設

- (1) 施設名 株式会社吉田屋  
(2) 所在地 八戸市一番町一丁目2-1  
(3) 業種 そうざい製造業  
(4) 営業者 株式会社吉田屋 代表取締役 吉田 広城

7 原因食品 9月16日及び17日に販売された弁当  
(9月15日及び16日に製造・納品された弁当)

8 原因物質 黄色ブドウ球菌（エンテロトキシンA型）  
セレウス菌（エンテロトキシン産生）

9 行政対応 本日、当該施設の営業者に対し、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することができないことから、9月23日（土）から営業の全部について禁止を命じた。また、危害発生の原因究明並びに原因の除去その他、再発防止に必要な措置の実施について指示を行った。

なお、当該施設は、9月17日（日）より営業を自粛している。